

調達案件名：埼玉県立がんセンター消防用設備等点検業務

質問 1. 建築基準法第 12 条の点検とありますが、特定建築物、建築物、防火設備のことでしょうか。それ以外も含まれますか。(昇降機など)

回答 1. 建築基準法第 12 条に基づく本案件における点検対象は防火設備です。特定建築物、建築物、昇降機等は点検対象に含まれません。